

<所在地>  
<事業所> 様  
(管理番号)

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付に関する必要書類の提出について（依頼）

日頃より本市制度融資の運営に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」（以下、「本補助金」といいます。）の交付予定対象者の皆様におかれましては、次回交付（令和8年5月交付予定、申請は金融機関が行います。）に向けた審査のため、必要な書類がありますので令和8年2月27日（金）【必着】までに川崎市金融課に郵送または持参により御提出いただきますようお願ひいたします。

## 1 川崎市税(市民税／法人市民税)の納税証明書 ※非課税の個人事業主は非課税証明書 【全申出者必須】

「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」については、要綱第4条第2項で定めるとおり、市税（市民税／法人市民税）の滞納がないことが交付の要件となっています。

- ・**市民税／法人市民税の納税証明書（非課税の個人事業主は非課税証明書）**は、**毎年提出**していただく必要があります。  
**納税した領収書等は、納税証明になりません**ので御注意ください。
- ・該当期間における証明が提出されない場合、**本補助金の交付はできません**。

納税証明書等の発行を申請する際には市税事務所窓口に本通知を必ずお持ちください。

今回提出いただく納税証明書（令和7年度申請用）

<前回証明後から令和8年1月末納期限までの決算期の納税証明書>を提出

事業者ごとに納税の  
証明期間を記載して  
おります。

【前回提出済の納税証明書の期間】

R●.●.●-R●.●.● 期分

【今回提出いただく納税証明書の期間】

R●.●.●-R●.●.● 期分

※申出者様ごとに決算期が異なるため、複数の決算期分となることがあります

※前回提出いただいた納税証明書から継続して納税していることが分かる必要があります。

前回証明時から直近1決算期分の納税証明書を提出してください。

前回証明時から1決算期分であると切れ目が生じる場合、2決算期分の納税証明書を提出してください。

## 2 各種変更の届出 【該当があれば提出必須】

申出事項に変更がある場合のみ、川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（様式第8号）と添付書類を提出してください。

※本市受領後、受任者である金融機関に写しを送付します。

裏面に続く

## (申出事項等の変更の届出) 要綱抜粋

第11条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（以下変更届出書（様式第8号）という）」により、必要な書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 契約の条件変更を行ったとき。⇒変更届出書（様式第8号）+償還予定表の写し
- (2) 住所・氏名及び印鑑（会社及び協同組合にあっては、所在地・名称及び代表者の氏名）等の変更 ⇒変更届出書（様式第8号）+暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号）（以下同意書）
- (3) 役員の変更があったとき。 ⇒変更届出書（様式第8号）+同意書
- (4) 買収及び合併により存続会社になったとき。⇒変更届出書（様式第8号）+履歴事項全部証明書
- (5) 主たる事業の変更等があったとき。 ⇒変更届出書（様式第8号）+履歴事項全部証明書
- (6) 委任状（様式第3号）に記載した取引銀行及び振込口座の変更があったとき。 ⇒委任状
- (7) その他市長が届出を必要と認めたとき。

2 申出者等が前項の届出を基準日までに怠り、利子補給金が交付できなかった場合は、当該年度の利子補給金は交付しない。

## 3 廃業等があった場合 【該当があれば連絡必須（随時）】

本補助金は、廃業した場合等、以下に該当するときは、交付の対象になりません。  
該当がある場合は、市金融課までご連絡ください。該当が無ければ連絡不要です。

- ・破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされた
- ・金融機関の取引停止処分（第1回不渡りを含む）を受けた
- ・債権者集会により私的整理が開始された
- ・買収や合併等により消滅会社となった
- ・廃業又は移転等により、川崎市内に事業所又は事務所がなくなった
- ・個人事業主で代表者が亡くなられた

## 4 納税証明書・変更届出書の提出について

次のいずれかの方法により、提出してください。

①郵送または持参 〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20 産業振興会館5F 川崎市金融課

②FAX送信 044-544-3263

③川崎市オンライン申請システムからの提出

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3d70dcac-6a33-4289-8ca5-17ca851d07ad/start>



## 5 利子補給金振込完了後の川崎市ホームページでの公表について

振込が完了しましたら下記ページにてその旨公表します。

様式をダウンロードしてお使いいただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000115186.html>



## 6 川崎市からの通知及び振込名義について

川崎市から事業者の方への利子補給補助金振込人名義を以下のとおりとします。

川崎市からは交付（不交付）決定や、振込について個別に通知しません。

- (1) 振込人名義：川崎市台風利子補給補助金（カワサキタイフウシホキュウホジヨキン）
- (2) 振込時期：令和8年5月（予定）

郵送の際に切り取ってご利用ください。

（切り取り線）

〒212-0013

川崎市幸区堀川町66-20

川崎市経済労働局金融課

指導係担当 濑戸宛

問合先：金融課 指導係担当 濑戸

電話：044-544-1846

FAX：044-544-3263